

## 一般社団法人日本医療機器テクノロジー協会 会費等規程

(規程の根拠)

第1条 本規程は、定款第9条の規定により、これを定める。

(会費の区分)

第2条 会費は、会員区分別会費と売上高規模別会費とする。売上高規模とは、医療機器テクノロジー関連製品の国内売上高、輸出額と連結する海外子会社売上高の合計

とする。

(会費の額)

第3条 会員区分別会費は別表Ⅰに、売上高規模別会費は別表Ⅱに定める額とし、それぞれを合算した額を会費とする。ただし、準会員は、会員区分別会費をもって会費とする。なお、別表Ⅰ及び別表Ⅱに定める会費の額は、総会の決議を経て見直すことがある。

(会費の請求)

第4条 第3条に基づく会費の請求は、事務局において当該年度の予算成立後速やかに行わなければならない。

(会費の納入)

第5条 会員は、前条の請求があったときは、期限内に指定された口座に振り込まなければならない。

2 会費は、半年毎に納付する。ただし、全額納付を希望する場合は、毎事業年度当初に納付する。

3 年度内に会費の納付を履行しなかった場合は、会員資格を喪失する。

(途中入会者の会費)

第6条 年度途中に入会した会員に対する会費は、次の基準によって算定した額とする。

理事会において入会を承認された日の属する月を起算月とし、年会費を12で除した額を残余月数に乗じて算定した額とする(1000円未満切り捨て)。ただし、承認された日が、属する月の20日以降の時は、その翌月を起算月とする。

(会費区分の変更)

第7条 第3条別表Ⅰの会員区分に変更があった時は、その翌月を起算月とする。

2 第3条別表Ⅱの売上高規模別会費の該当区分および基準額については、原則として2年に一度見直しを行う。

(入会金の額)

第8条 入会金の額は、別表Ⅲに定める額とする。準会員が、正会員となったときは、入会金を納付する。

(入会金の納付)

第9条 入会金は、入会の時期にかかわらず、入会申込時に全額を納付する。

(部会費の納付)

第10条 部会に入会する会員は、部会費として、所属する1部会当たり3万円を納付する。ただし、財政事情等によっては理事会の承認のもとに納付を求めないことができる。

(納付金の払戻し)

第11条 退会した会員には、退会の時期の如何を問わず、既納の入会金、会費及び部会費は払戻ししない。

(その他)

第12条 当該規定に定めのない会費の徴収は、一切これを認めない。

附則 この規定は、2019年1月1日から施行する。

【別表Ⅰ 会員区分別会費】

会員区分	会費(年額)	(単位:円)
会長・副会長	1,000,000	
理事(専務理事を除く)	600,000	
監事(外部監事を除く)	400,000	
正会員	200,000	
準会員	150,000	

【別表Ⅱ 売上高規模別会費】

売上高規模	会費(年額)	(単位:円)
1億円未満	10,000	
1億円以上5億円未満	30,000	
5億円以上10億円未満	50,000	
10億円以上30億円未満	100,000	
30億円以上50億円未満	200,000	
50億円以上100億円未満	400,000	
100億円以上200億円未満	700,000	
200億円以上600億円未満	1,000,000	
600億円以上1000億円未満	1,200,000	
1000億円以上	1,500,000	

【別表Ⅲ 入会金】

	会費	(単位:円)
正会員	200,000	
準会員	不要	